労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、日本工業規格Z七二五三（ＧＨＳに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（ＳＤＳ）の附属書Ａ（Ａ.４を除く。）の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。

○厚生労働省告示第百五十一号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第九号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三（ＧＨＳに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（ＳＤＳ）に定める絵表示とする。ただし、同項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

一　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）第一号様式に掲げる標札又は標識

二　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）第二号様式に掲げるラベル

○厚生労働省告示第百五十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十八条の二第三項において準用する第二十五条の十六第一号及び第二号並びに第二十九条の二第三項において準用する第二十五条の十六第二号及び第三号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第六の表貯講―1の項の次に次のように加える。

貯講―2	（貯水槽清掃作業監督者講習）規則第二十八条第四号イに規定する講習	社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号	社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号	平成二十四年二月十四日

第六の表貯研―1の項の次に次のように加える。

貯再―2	（貯水槽清掃作業監督者再講習）規則第二十八条第四号ロに規定する講習	社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号	社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号	平成二十四年二月十四日

第六の表貯研―26の項住所及び事業所の所在地の欄中「水前寺六丁目二番十四号」を「水前寺公園十六番四十号」に改める。

第八の表防研―17の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―20の項事業所の名称の欄中「福岡県ペストコントロール協会」を「一般社団法人福岡県ペストコントロール協会」に改め、同表防研―24、防研―31及び防研―33の項を削り、同表防研―35の項事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

○厚生労働省告示第百五十三号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則に次の一号を加える。

十一　平成二十四年度　年率一・一パーセント

○厚生労働省告示第百五十四号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を「二・三二パーセント」に改める。

第二号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二・三二パーセント」を「二・二四パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第百五十五号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を「二・三二パーセント」に改める。

第二号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二・三二パーセント」を「二・二四パーセント」に改める。

第四百二十三号の次に次の五号を加える。

四百二十四	株式会社ジェイエイ高知市	高知県高知市東秦泉寺七十番地一
四百二十五	三種町土地改良区	秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子八番地
四百二十六	花泉土地改良区	岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町二十九番地
四百二十七	海野漁業協同組合	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野百九十一番地一
四百二十八	北オホーツク農業協同組合	北海道紋別郡興部町字興部五百十八番地

平成二十三年十一月
平成二十三年十月
平成二十三年十二月
平成二十四年一月
平成二十四年二月

○農林水産省告示第七百八十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦